

民間共同住宅所有者のみなさまへ

大阪市水道局

民間共同住宅の各戸計量各戸収納制度のご案内

大阪市水道局では、アパート・マンションなどの民間共同住宅を対象に、各戸計量各戸収納制度を実施しています。

各戸計量各戸収納制度とは、水道局が各戸の水道メータを検針し、各入居者のみなさまから水道局に水道料金等を直接お支払いいただく制度です。

この制度をご利用いただくことによって、民間共同住宅の所有者のみなさまは、水道メータの検針や集金などの手間がなくなります。

また、入居者のみなさまには検針時に「ご使用水量等のお知らせ」票をお渡ししますので、ご使用水量や請求予定金額、口座振替予定日などがすぐにわかり大変便利になります。

☆対象となる建物は

住宅部分が2戸以上ある共同住宅であること。

☆実施の条件は

- 1 住宅部分全てに水道メータを設置しており、かつ、住宅の各戸メータは、検定証印等の有効期間内のもので、正常に作動し、住居の外から容易に計量及び取替え等ができること。（※1）
- 2 店舗等について各戸計量及び各戸収納制度を利用する場合、各店舗等のメータは、検定証印等の有効期間内のもので、正常に作動し、店舗等の外から容易に計量及び取替え等ができること。（※1）（※2）
- 3 散水栓等共同設備部分について各戸計量及び各戸収納制度を利用する場合、各共同設備部分のメータは、検定証印等の有効期間内のもので、正常に作動し、外から容易に計量及び取替え等ができること。（※2）
- 4 メータの設置場所（メータ検針に伴う動線も含む）は、高所、暗所、その他強風、大雨、大雪等の悪天候等によりメータ指示数及びメータ周りの状況を確認することが困難または危険な屋上等の場所を避け、また酸素欠乏危険場所に設置されていない等、水道局の業務に支障のない場所であること。
（ただし、先方検針が可能である等、水道局の業務に支障がない場合を除く。）
- 5 メータ上流側に止水栓を設置し、止水栓に部屋番号札を取り付ける等、各メータと使用者が容易に判別できるように処置されていること。
- 6 メータボックス内などメータのまわりは清潔で、物を置いていないこと。
（入居者が物を置いた場合は、水道局の業務に支障が生じないように、所有者等が必要な措置を講じること。）
- 7 水道メータの検針及び料金等の収納業務を行うために、局長又はその指定する者が、共同住宅の共用部分に立ち入ることに同意すること。また、入口がオートロック式の住宅については、暗証番号の教示又は解錠鍵の貸与もしくは所有者等の立会い等の解錠方法を「オートロック解錠方法（変更）届（様式4）」により届出ること。（※3）
- 8 メータ設置場所は、施錠していないこと。（やむをえず施錠する場合は、入口がオートロック式の住宅と同様の取扱いとする。）
- 9 受水槽設備がある場合には、受水槽に警報装置が設置されていること。
- 10 直結給水用増圧装置については、「給水装置工事設計施行基準」に基づいて施行されていること。

- 11 「民間共同住宅の私設メータ等設置基準」又は「既設民間共同住宅の私設メータ等設置基準」に適合すること。
- 12 各戸メータの取替えや受水槽以下の給水設備又は直結給水用増圧装置以下の給水装置に関する維持管理は、所有者で行うこと。

ただし、大阪市水道局長が定める「共同住宅の各戸メータ局管理の実施に関する要綱」により各戸メータ局管理の申請を承認した民間共同住宅のメータの維持管理については、同要綱に基づき当局が行う。
- 13 原則として、所有者及び入居者の全員が各戸計量各戸収納制度の適用を希望していること。（一部の入居者のみを対象とすることはできません。）
- 14 入居者等への事務連絡及びその他必要な事務を行っていただくための管理責任者を選定し、届出ること。
- 15 当局が行う水道料金等の未納者に対する督促、納付等についてできるかぎり協力すること。なお、入居者が支払うべき料金等を支払わずに転居し、管理責任者から情報提供等の協力がなく、当該入居者の転居先が水道局で把握できない場合、所有者に対し当該料金等を請求することがある。
- 16 入居者が入退去する際、原則、管理責任者は入居者に対し、当局へ使用開始又は中止の届出を行うよう連絡すること。なお、入居者から当局へ使用開始又は中止の連絡がない場合、管理責任者は当局へ必要な情報を提供すること。
- 17 上記のほか、水道局の定める基準等に適合していること。
- 18 上記の条件を遵守しない場合、各戸計量各戸収納の適用を停止することがある。
- 19 条例等が改正され本条件に変更が生じた場合であっても、住宅の所有者に著しい不利益をもたらすものでない場合は、変更後の条件に基づくものとする。

(※1) 水道メータは、「計量法」により検定証印等の有効期間が8年と定められている。 <所有者様において検定証印等の有効期間内に新しいメータにお取替えいただく必要があります。>

(※2) 各店舗等や各共同設備部分にメータが設置されていない場合は、親メータの使用水量と住宅部分の使用水量をもとに算出した水量を店舗等部分または共同設備部分の使用水量とみなし、料金等を算定する。

(※3) 解錠鍵の貸与による場合は、借用書を取り交わすこととする。

各戸計量各戸収納制度をご希望の方は、

- 「民間共同住宅の各戸計量及び各戸収納適用申込書」
- 「水道使用開始届」※申込時提出用
- 「管理責任者選定（変更）届」
- 「オートロック解錠方法（変更）届」
- 「民間共同住宅各戸計量及び各戸収納適用チェックシート」
- 「建物平面図及び住宅区分図」

に必要事項をご記入のうえ、下記のお申込み先にご提出ください。（申込書等は水道局ホームページからもダウンロードできます。）

申込時に書類の確認を行い、記入漏れ等の不備がなければ、共同住宅の給水設備などの現地確認を行います。（適用可否の通知まで時間がかかる場合がございますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。）

現地確認後、適用可の場合には、申込者の方に通知したうえで、この制度の適用を開始いたします。適用不可の場合には、申込者の方に通知したうえで、これまでどおりの取扱いをさせていただきます。

なお、各部屋の給水管と水道メータが整合していることを必ず確認したうえで、申込みいただきますようお願いいたします。特に、水道メータ付近への「部屋番号札」取り付け誤りや、申込時にご提出いただく「建物平面図」への記入誤りがないよう十分に注意してください。

※平成31年4月1日のお申込み分から、共同住宅であることが一般に認められる公的な書類の提出が必要となりました。詳しくはホームページをご覧ください。

【 お申込み及びお問合せ先 】

株式会社 大阪水道総合サービス

（共同住宅の各戸計量各戸収納及び各戸メータ局管理申込受付等業務受注者）

〒542-0062

大阪府中央区上本町西5丁目1番12号

大阪市水道局南部水道センターサテライト3階

TEL：06-4304-0041

FAX：06-4304-0051

受付時間：平日（月～金）午前9:00～午後5:30